

令和7年度

十三湖農地防災事業

芦野頭首工周辺環境調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 十三湖農地防災事業 芦野頭首工周辺環境調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「測量業務共通仕様書」（以下「測量共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は、国営十三湖土地改良事業計画に基づき改修する芦野頭首工の周辺環境を把握するため、魚類相調査及び水質調査を行うものである。

(場所)

第1-3条 この業務において対象とする場所は青森県つがる市稲垣町下繁田川袋島地先ほかで、別紙1位置図に示すとおりである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-4条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。そのうえで、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

審査項目

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。
- c) 品質管理体制が確保されているか。
- d) 再委託先への支払いは適正か。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農村環境, 農業土木, 農村地域・資源計画, 農業農村工学 建設-建設環境 環境-自然環境保全
	農業	農村環境, 農業土木, 農村地域・資源計画, 農業農村工学
	建設	建設環境
	環境	自然環境保全
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木, 建設環境	

調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う作業の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-6条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

第2章 作業条件

(貸与資料等)

第2-1条 貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料名	数量	備考
報告書	平成28年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工周辺環境調査業務	1式	
	平成29年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工周辺環境調査業務	1式	
	平成30年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工周辺環境調査業務	1式	
	平成31年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工周辺環境調査業務	1式	
	令和2年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工周辺環境調査業務	1式	
	令和3年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工周辺環境調査業務	1式	
	令和4年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工周辺環境調査業務	1式	
	令和5年度 十三湖農地防災事業 芦野頭首工周辺環境調査業務	1式	

上記以外でも必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)

第2-2条 第2-1条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。

(作業条件)

第2-3条 本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (2) 魚道遡上状況調査で使用するトラップと定置網、及び迷入調査で使用する定置網については、芦野頭首工管理棟敷地内予備ゲート保管庫（青森県つがる市稲垣町繁田袋井地内）に保管している。トラップ等の使用に当たっては、破損等を生じないように取り扱いに十分注意するものとする。
- (3) 魚類相調査には、採捕許可証の交付が必要となるため、着手時期については、監督職員と打合せを行い必要書類の作成を行うものとする。
また、本業務の作業に当たっては、関係する漁業協同組合の立会いのもとで実施するものとする。

第3章 作業内容
(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。
なお、詳細は別紙2作業項目内訳表に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
(1) 魚類相調査 (計画準備) (現地調査 採捕・同定)	1式 1式	芦野頭首工下流滞留魚類相調査5回、左岸導水路迷入調査3回、中央魚道遡上状況調査5回、左岸魚道遡上状況調査(階段式魚道、斜路式魚道)5回
(情報連絡会の運営)	1式	
(点検取りまとめ)	1式	
(2) 水質調査 (現地踏査)	1式	魚類相調査計画準備に含む。
(水質調査)	54回	

(かんがい期・非かんがい期)

第3-2条 本地区のかんがい期は5月1日～8月31日であり、非かんがい期は9月1日～4月30日である。

(作業の留意点)

第3-3条 魚類相調査には、採捕許可証の交付が必要となるため、着手時期については、監督職員と打合せを行うものとする。

また、本業務の魚類相調査及び水質調査に当たっては、関係する漁業協同組合の立会い及び作業への協力を得て進めるものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条並びに測量共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(魚類相調査時点)

第3回 中間打合せ(芦野頭首工魚道に関する情報連絡会の準備段階)

第4回 中間打合せ(芦野頭首工魚道に関する情報連絡会の出席)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いのうえで打合せ等を行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条及び測量共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成 果 物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507-10
東北農政局津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所

第6章 契 約 変 更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

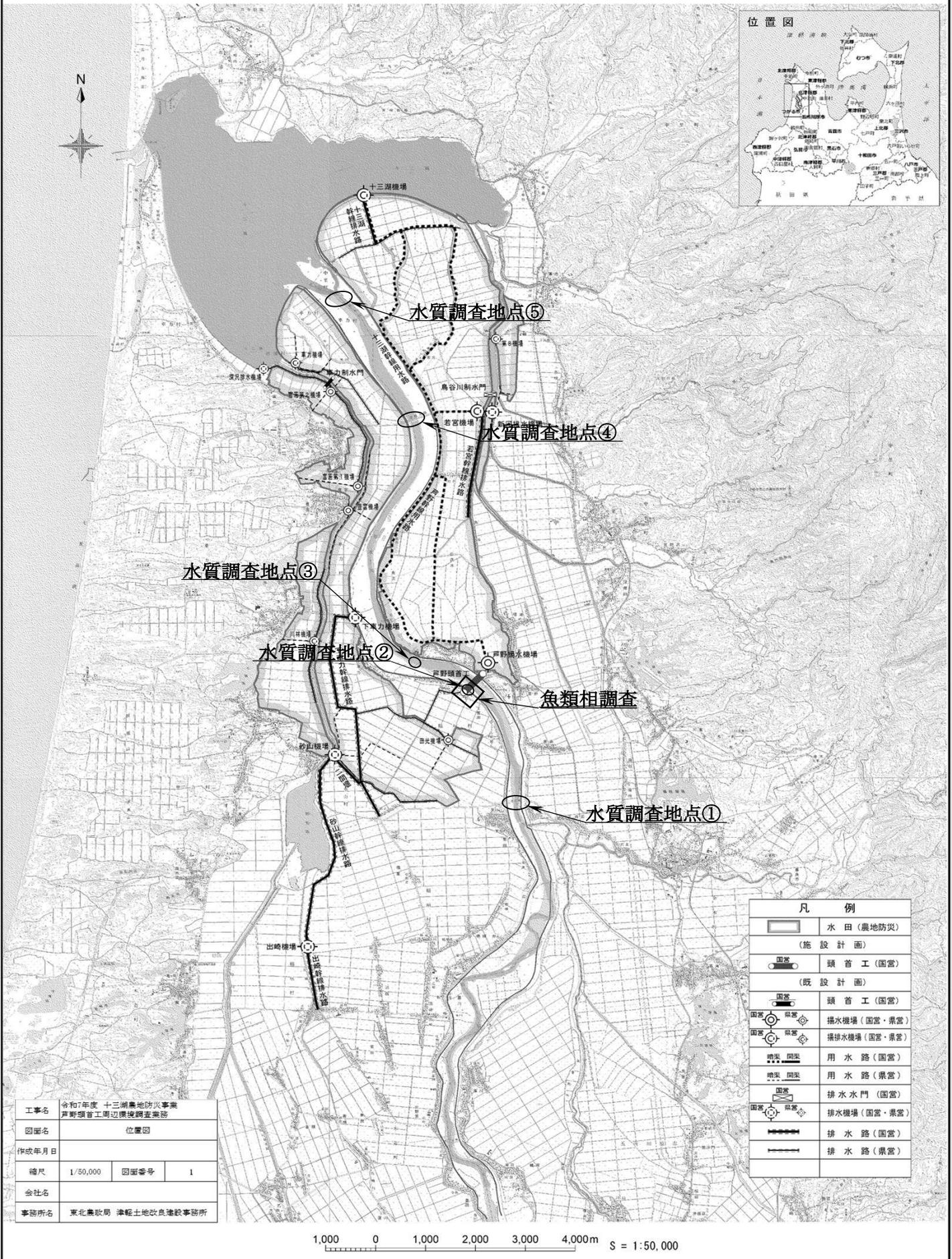
- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合。
- (6) 情報連絡会において現地調査を追加する場合。
- (7) 採水のためにボート等が必要となった場合。
- (8) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

[別紙1 位置図]



凡 例	
	水田(農地防災)
(施 設 計 画)	
	頭首工(国営)
(既 設 計 画)	
	頭首工(国営)
	揚水機場(国営・県営)
	揚排水機場(国営・県営)
	用水路(国営)
	用水路(県営)
	排水水門(国営)
	排水機場(国営・県営)
	排水路(国営)
	排水路(県営)

工事名	令和7年度 十三湖農地防災事業 戸野頭首工周辺環境調査業務		
図面名	位置図		
作成年月日			
縮尺	1/50,000	図面番号	1
会社名			
事務所名	東北農政局 津軽土地改良建設事務所		

1,000 0 1,000 2,000 3,000 4,000m S = 1:50,000

別紙2 作業項目内訳表

(1) 魚類相調査

項目	内容	数量
1. 計画準備	魚類相調査を行うため、過年度調査結果等を整理・把握し、芦野頭首工周辺を事前調査し、調査計画書を作成する。	1式
2. 現地調査		
2-1. 頭首工下流滞留魚類相調査	芦野頭首工下流部での滞留魚類相調査を次のとおり実施するものとする。	
2-1-1. 採捕調査	漁具（投網）を用いて、5月上旬、5月下旬、6月上旬、7月上旬、8月上旬に採捕を行う。	5回
2-1-2. 採捕魚類の同定等	捕獲した魚類は、調査地点毎に同定・計測・計数、写真撮影を行う。	5回
2-2. 迷入調査	左岸導水路への迷入調査を次のとおり実施するものとする。	
2-2-1. 採捕調査	左岸導水路暗渠出口に漁具（特注定置網）を設置し、5月上旬、5月下旬、5月上旬の計3回の採捕を行う。	3回
2-2-2. 採捕魚類の同定等	捕獲した魚類は、同定・計測・計数等記録し、採捕魚類等の写真撮影を行う。	3回
2-3. 中央魚道遡上状況調査	芦野頭首工中央魚道での遡上状況調査を次のとおり実施するものとする。	
2-3-1. 採捕調査	中央魚道の入口と出口にトラップ等を設置して、5月上旬、5月下旬、6月上旬、7月上旬、8月上旬に採捕を行う。	5回
2-3-2. 採捕魚類の同定等	捕獲した魚類は、採捕された箇所毎に同定・計測・計数等を記録し、調査地点毎に採捕魚類等の写真撮影を行う。	5回
2-3-3. トラップ運搬	調査の開始時及び終了時にトラップの運搬を行う。 (保管場所：芦野頭首工管理棟敷地内予備ゲート保管庫)	5回
2-4. 左岸魚道遡上状況調査 (階段式魚道、斜路式魚道)	芦野頭首工左岸階段式魚道及び左岸粗石付斜路式魚道での遡上状況調査を次のとおり実施するものとする。	
2-4-1. 採捕調査	左岸階段式魚道及び左岸斜路式魚道の入口と出口にそれぞれトラップ等を設置して、5月上旬、5月下旬、6月上旬、7月上旬、8月上旬に採捕を行う。	5回
2-4-2. 採捕魚類の同定等	捕獲した魚類は、採捕された箇所毎に同定・計測・計数等を記録し、調査地点毎に採捕魚類等の写真撮影を行う。	5回
2-4-3. トラップ運搬	調査の開始時及び終了時にトラップの運搬を行う。 (保管場所：芦野頭首工管理棟敷地内予備ゲート保管庫)	5回
3. 芦野頭首工魚道に関する 情報連絡会の運営		1回
3-1. 連絡会資料の作成	調査内容及び結果の取りまとめや、次年度以降の調査方法（採捕調査、魚道モニタリング調査）を検討し、有識者からの意見を踏まえ、情報連絡会資料の作成を行う。	1式
4. 点検取りまとめ	上記作業内容の点検取りまとめ、成果品の作成を行う。	1式

※調査に使用する漁具等については、別紙3「数量表」の規格のとおり。

※魚道に設置するトラップについては貸与するものとする。別紙5-1～4「トラップ模式図」を参照。

※情報連絡会の開催日は、監督職員の指示を受けるものとする。

※情報連絡会に出席し、連絡会資料の補足説明を行うものとする。

(2) 水質調査

項目	内容	数量
1. 現地踏査	調査地点及び周辺状況を確認する。	1式
2. 水質調査		
2-1. 採水	水質分析に要する採水を4月～翌年3月までの間、1回/月行う。(4月～9月：5地点、10月～翌年3月：4地点)	1式
2-2. 水質分析	採水した試料を用いて、1検体あたり次の水質分析を行う。 ①水素イオン (PH)、②生物化学的酸素要求量 (BOD)、 ③浮遊物質 (SS)、④溶存酸素量 (DO)、⑤濁度	54検体

※採水地点は、別紙1「位置図」を参照。

※水質分析数は、別紙3「数量表(2)水質調査」を参照。

※採水回数は、別紙4「採水回数」を参照。

別紙3 数量表

(1) 魚類相調査

調査1回当たりの数量は下表のとおりとする。

項目	使用漁具	規格	数量	備考
1. 頭首工下流滞留魚類相調査	投網	目合6mm, 網裾10m	7箇所	1箇所あたり各4投
2. 迷入調査	定置網	長さ1.37m、高さ1.45m、目合7mm	1箇所	調査1回につき、漁具の設置・引き上げを3回実施。夜間設置、朝引き上げを含む24hr実施。
3. 中央魚道遡上状況調査	上流トラップ	幅4m, 高さ3m (別紙5参照)	1箇所	調査1回につき、上下流の漁具を交互に設置・引き上げ、1日に3回、連続する2日間の計6回実施。
	下流定置網	胴網長4.8m, 直径35cm, 目合5mm. 裾網長4.7m, 高さ1.6m, 目合7mm	1箇所	
4. 左岸魚道遡上状況調査	階段式魚道上流トラップ	幅4m, 高さ3m (別紙5参照)	1箇所	階段式魚道、斜路式魚道とも調査1回につき、上下流の漁具を交互に設置・引き上げ、1日に3回、連続する2日間の計6回実施。
	階段式魚道下流定置網	胴網長4.8m, 直径35cm, 目合5mm. 裾網長4.7m, 高さ1.6m, 目合7mm	1箇所	
	斜路式魚道上流トラップ	幅4m, 高さ3m (別紙5参照)	1箇所	
	斜路式魚道下流定置網	胴網長4.8m, 直径35cm, 目合5mm. 裾網長4.7m, 高さ1.6m, 目合7mm	1箇所	

(2) 水質調査

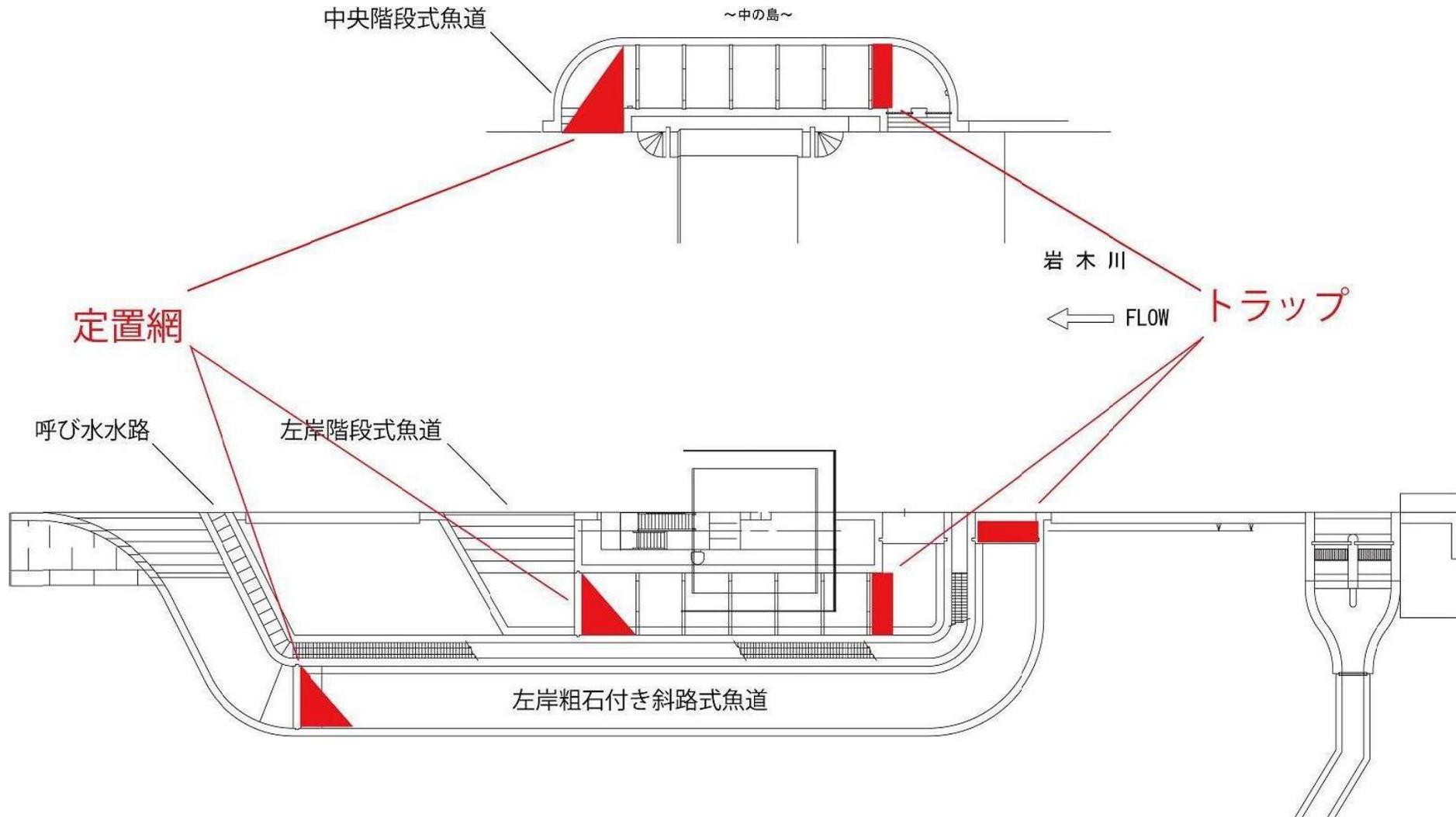
水質分析項目及び数量は次のとおりとする。

項目	①神田橋	②芦野頭首工	③芦野頭首工下流	④津軽大橋	⑤岩木川河口	合計	備考
水素イオン濃度 (pH)	12検体	6検体	12検体	12検体	12検体	54検体	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	12検体	6検体	12検体	12検体	12検体	54検体	
浮遊物質 (SS)	12検体	6検体	12検体	12検体	12検体	54検体	
溶存酸素量 (DO)	12検体	6検体	12検体	12検体	12検体	54検体	
濁度	12検体	6検体	12検体	12検体	12検体	54検体	

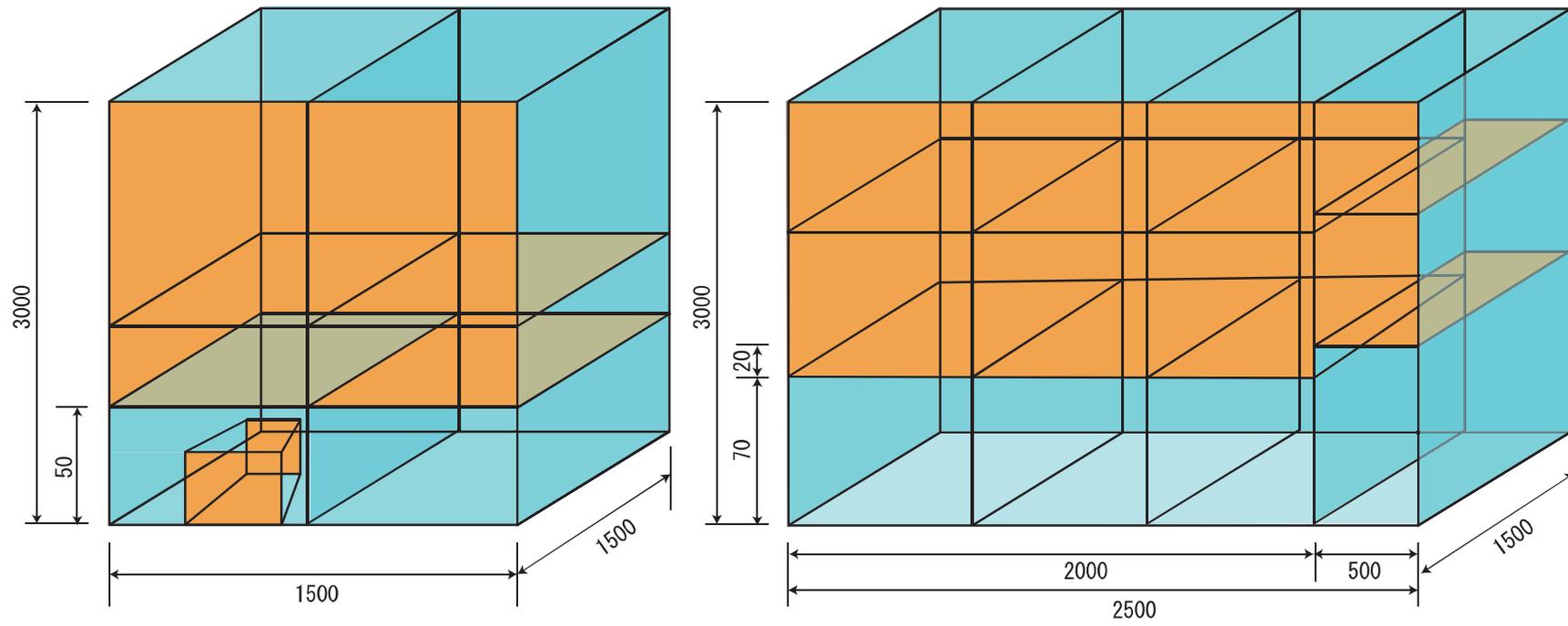
別紙4 採水回数

調査地点	採水地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回
①神田橋	中央付近	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
②芦野頭首工	左岸下流付近	1	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	6
③芦野頭首工下流	中央付近	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
④津軽大橋	中央付近	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
⑤岩木川河口	中央付近	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
計		5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	54

別紙5-1 トラップ模式図（設置位置）

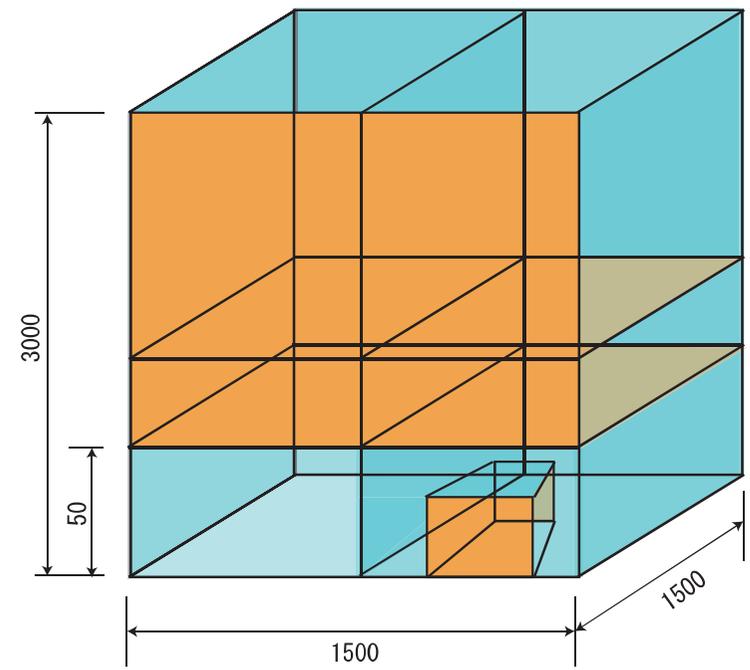
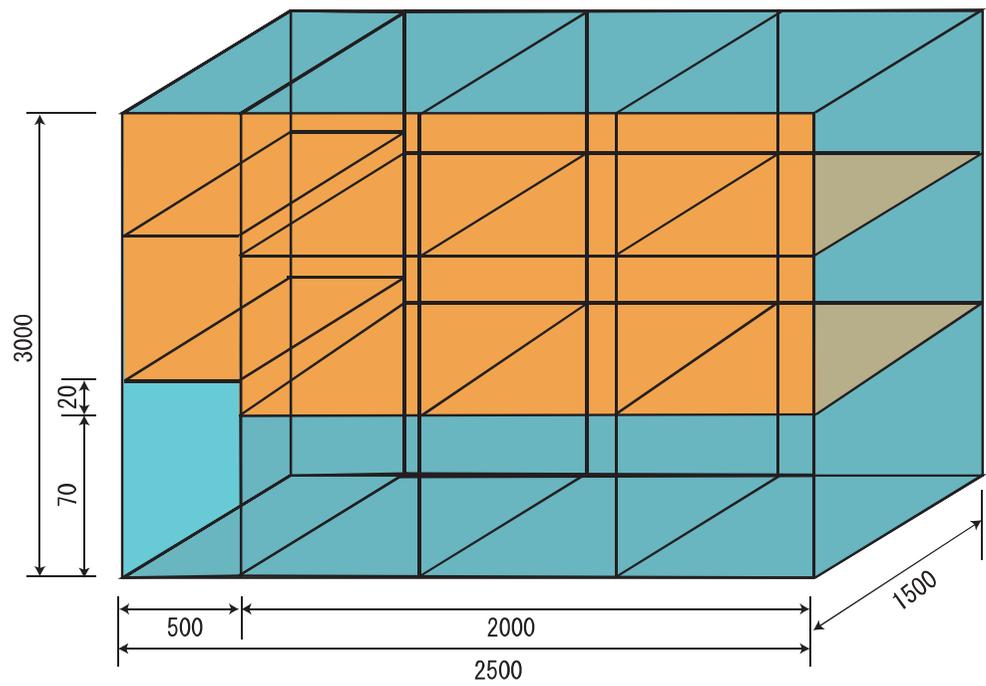


別紙5-2 トラップ模式図(中央魚道)



：開口部

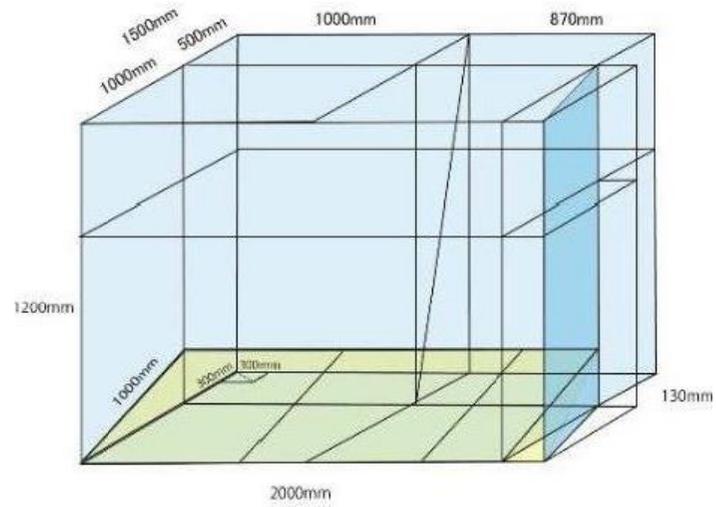
別紙 5-3 トラップ模式図 (左岸階段式魚道)



別紙5-4 トラップ模式図（左岸斜路式魚道）

左岸上流斜路式魚道 トラップ

左岸上流斜路式魚道 左側



左岸上流斜路式魚道 右側

